

平成21年11月19日(木)	
部課名	愛知県建設部建設総務課
グループ名	契約グループ
担当	松本主幹・榊原補佐
ダイヤルイン	052-954-6608
内線	2632・2633
部課名	愛知県農林水産部農林検査課
グループ名	契約グループ
担当	山内主幹・平松主任主査
ダイヤルイン	052-954-6394
内線	3608・3619
部課名	愛知県企業庁管理部総務課
グループ名	契約グループ
担当	平野主幹・清水補佐
ダイヤルイン	052-954-6671
内線	5615・5618

測量・調査・設計等委託業務に係る最低制限価格制度等の導入について

測量・調査・設計等委託業務に係る成果品は、公共工事のコストや品質、耐久性に非常に大きな影響を及ぼすことから、こうした品質等の低下を招く恐れのある低価格受注を適切に排除し、より適正な価格での契約の推進を図るため、平成21年12月1日より、次のとおり、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を試行します。

1 対象業務

競争入札に付す下記業務

ただし、「政府調達協定適用業務」及び「予定価格算定に際し、県の積算基準によらず、歩掛りに見積りを用いた業務」は対象外

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務

2 対象金額

予定価格 1 千 5 百万円未満の業務を最低制限価格制度の対象とし、予定価格 1 千 5 百万円以上の業務を低入札価格調査制度の対象とします。

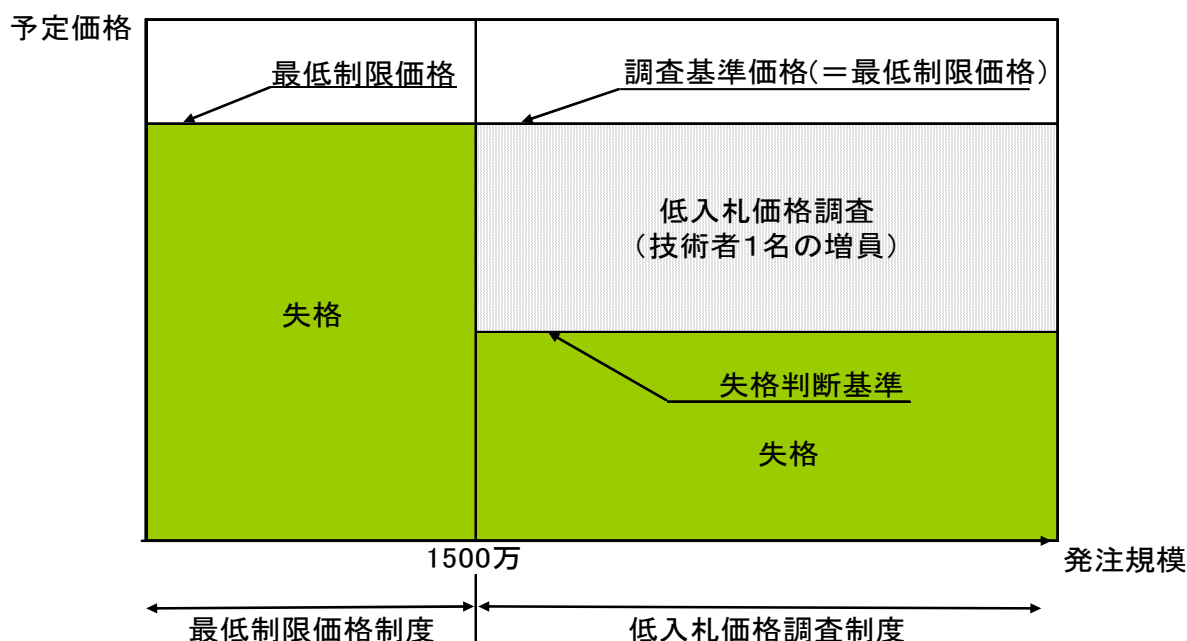
【最低制限価格】

最低制限価格を下回った入札は失格となります。

【低入札価格調査制度】

調査基準価格を下回った入札は適正な技術者の増員ができるかどうかについて調査します。適切な技術者を増員できないときは失格となります。

なお、調査基準価格を下回った入札のうち、失格判断基準を下回った入札は、技術者の増員について調査することなく失格となります。



3 算定方法

(1) 最低制限価格及び調査基準価格

業務ごとに下表の①から④までの合計額に 100 分の 105 を乗じて得た額
(ただし、予定価格の 10 分の 7 から 10 分の 9 の範囲)

業務区分 (主な業務)	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	-	-
建築関係の建設コンサルタント業務 (設計、用地関係以外の調査)	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に <u>10分の9</u> を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務 (設計、用地関係以外の調査)	直接業務費の額	技術経費の額に <u>10分の9</u> を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	-
地質調査業務	地質調査業務(一般)の内、直接業務費の額	地質調査業務(解析)費計の額に10分の7を乗じて得た額	地質調査業務(一般)の内、諸経費の額に10分の3を乗じて得た額	-
補償関係コンサルタント業務 (物件調査、土地評価、事業損失)	直接業務費の額	技術経費の額に <u>10分の9</u> を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	-

(2) 失格判断基準

業務ごとに下表の①から④までの合計額に100分の105を乗じて得た額

業務区分 (主な業務)	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に <u>10分の3</u> を乗じて得た額	-	-
建築関係の建設コンサルタント業務 (設計、用地関係以外の調査)	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務 (設計、用地関係以外の調査)	直接業務費の額	技術経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	-
地質調査業務	地質調査業務(一般)の内、直接業務費の額	地質調査業務(解析)費計の額に10分の7を乗じて得た額	地質調査業務(一般)の内、諸経費の額に10分の3を乗じて得た額	-
補償関係コンサルタント業務 (物件調査、土地評価、事業損失)	直接業務費の額	技術経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	-

4 技術者の増員について

以下の全ての条件を満たす技術者を増員できない場合は失格となります。

- (1) 施工上の技術責任者である管理技術者等と同等の能力及び経験を有する技術者。
- (2) 愛知県が平成19年4月1日以降発注した業務の内、当該業務と同一業種で、管理技術者等としての業務成績が75点以上の業務経験を有する技術者。

なお、増員された技術者は、当該業務実施上必要となる県との打合せ全てに、出席する必要があります。

- * 管理技術者等 ・ ・ 管理技術者（設計・調査）、主任担当者（用地・物件）、主任技術者（測量・地質）
- * 業種 ・ ・ ・ ・ ・ 建築設計、設備設計、一般測量、航空写真測量、河川・砂防及び海岸、港湾及び空港、道路、上下水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、建設環境、地質調査、土地調査、土地評価、物件調査、事業損失

5 試行開始時期

平成21年12月1日以降に指名通知又は公告する業務から適用します。

【参考】

【事例：土木関係の建設コンサルタント業務】

予定価格 17,535千円

(積算内訳)

直接業務費 6,500千円
 技術経費 3,600千円
 諸経費 6,600千円
 消費税等 835千円

調査基準価格

= (直接業務費 + 技術経費 × 9/10 + 諸経費 × 5/10) × 1.05
 = (6,500千円 + 3,600千円 × 9/10 + 6,600千円 × 5/10) × 1.05
 = 13,040千円 × 1.05
 = 13,692千円

調査基準価格 = 13,692千円

失格判断基準

= (直接業務費 + 技術経費 × 5/10 + 諸経費 × 5/10) × 1.05
 = (6,500千円 + 3,600千円 × 5/10 + 6,600千円 × 5/10) × 1.05
 = 11,600千円 × 1.05
 = 12,180千円

失格判断基準 = 12,180千円

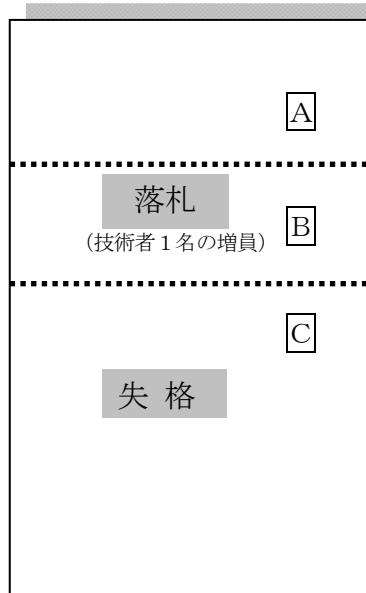
予定価格 17,535

調査基準価格

13,692千円

失格判断基準

12,180千円



【入札例】

入札者	入札書記載金額 × 1.05
A	14,000千円
B	13,000千円
C	12,000千円

条件を満たす技術者1名の増員

落札者 B

※Bが技術者を増員できない場合は失格。次順位者Aが落札

※Cは最も低い金額であるが、失格判断基準を下回っているため失格